

# 野外焼却行為（野焼き）は禁止です

問い合わせ 農村環境課 ☎552-6253



## 大芋地区で山火事が発生

市民の皆さんの火災予防へのご理解とご協力のおかげで、令和7年の火災発生件数は17件となり、令和6年の34件と比較して半減しました。しかしながら、令和8年1月19日に大芋地区で野焼きを原因とする大規模な山火事が発生し、約2haの山林が延焼しました。野焼きはひとたび誤ると大きな被害につながる恐れがある、大変危険な行為です。

また、市役所には野焼きによる健康被害の苦情が多く寄せられています。野焼きによる煙や臭いによって、深刻な被害を受けている方、つらい思いをしている方も多くあります。



### 野焼きは禁止行為です

廃棄物処理法により、野焼きは禁止されています。ただし、農業や林業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却行為であって、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合などに限り、一部例外として扱われているに過ぎません。

農地の土手やあぜの草を刈らずに焼却する「あぜ焼き」は、真にやむを得ない理由が必要ですし、火災の管理ができずに火災につながるが多いため、極力控えてください。

**【例外となるもの】** 農業者が行う稲わらなどの焼却や、農業を営むために農業者が畑の肥料となる焼灰を作る目的での灰屋での焼却など

### 火災・健康被害を防ぐために

農業や林業を営むために真にやむを得ないものであっても、野焼きによって煙や臭いが発生し、周辺住民の迷惑となる場合は、野焼き禁止の例外には当てはまりません。また、住宅付近

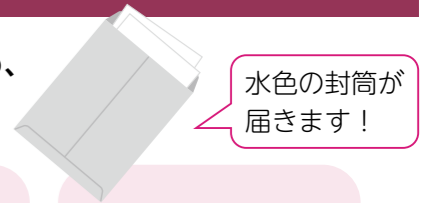
や山裾<sup>やますそ</sup>などでの野焼きは、火災につながりますので控えてください。

火災を防ぐため、また、煙による健康被害を防ぐため、ご理解とご協力をお願いします。

## 1人1万円

# 「丹波篠山市物価高騰対応重点支援給付金」

市では、物価高騰の影響を受ける市民の皆さんの生活を支援するため、「丹波篠山市物価高騰対応重点支援給付金」を支給します。



**支給額**  
世帯人数 × 1万円  
例：3人世帯の場合  
= 3万円

**対象者**  
令和8年1月20日時点で  
丹波篠山市に住民登録のある  
全市民

**支給方法**  
世帯主の口座へ  
振り込みます

### 申請方法

☑ マイナポータルに公金受取口座の登録がされている方

案内通知文が届きます。登録されている世帯代表者の公金受取口座に振り込みますので、手続きは不要です。

☑ 公金受取口座の登録がない方

案内通知文と、口座情報登録申請書が届きます。受取口座の登録は、**WEB** **FAX** **郵送** の3つから1つを選択してください。

**申請期限 令和8年3月19日(木)**

●WEBまたはFAXの申請 = 23:59まで ●郵送の場合 = 当日消印有効

**支給時期 令和8年2月19日(木)～3月27日(金)**

●WEBからの申請を推奨します(FAX・郵送の申請よりも支給が早くなる見込みです)  
●受取口座の登録完了後、2～3週間を目途にお振り込みします(登録口座に不備がない場合)

**振込名義 タンバササヤマシキュウフキン**

### ⚠ 詐欺にご注意ください ⚠

本事業において、コールセンターまたは丹波篠山市役所以外の番号や携帯電話番号から電話をかけることはありません。銀行口座の暗証番号の確認や、ATMの操作を依頼することはありません。不安を感じた場合は、警察や下記コールセンターにご連絡ください。

### 問い合わせ

丹波篠山市物価高騰対応重点支援給付金コールセンター

☎078-384-0398 (平日 9:30～17:00)

受付期間 令和8年3月31日(火)まで



ホームページ

※住民税非課税世帯などへの給付金とは別の事業です。※本給付金は課税対象外です。  
※受け取りを辞退される方は、コールセンターにご連絡ください。